

0

 $\bigcirc$ 

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第1610号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年11月16日火曜日 第1610号

$\Diamond$	目	次	$\Diamond$
	告	示	
#4 /	F 14L \		

一部事務組合の解散 (5件)	1147
医療機関の指定	1147
指定医療機関の所在地名の変更	1148
指定医療機関の廃止の届出	1148
林業用種苗生産事業者の登録の失効	1148
道路の位置の指定	1148
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し	1148
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更	1149
公告	
庁内 L A Nメールシステム用機器の借入れ	1149
特定非営利活動法人の設立の認証の由語の公告	1150

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告......1150

ふぐ取扱者試験の施行......1150

告 示

#### ○愛媛県告示第2281号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 組合の名称
  周桑病院企業団
- 2 組合の事務所の位置 東予市壬生川 131 番地
- 3 組合の解散年月日平成16年10月31日

# ○愛媛県告示第2282号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称東予市周桑郡丹原町入会山組合
- 2 組合の事務所の位置 東予市周布 349 番地の 1
- 3 組合の解散年月日 平成16年10月31日

#### ○愛媛県告示第2283号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
  - 道前福祉衛生事務組合
- 2 組合の事務所の位置東予市玉之江 992 番地
- 3 組合の解散年月日平成16年10月31日

## ○愛媛県告示第2284号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 組合の名称
  周桑事務組合
- 2 組合の事務所の位置東予市壬生川 111 番地の1
- 3 組合の解散年月日平成16年10月31日

## ○愛媛県告示第2285号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称
  - 東予市・丹原町公共下水道事務組合
- 2 組合の事務所の位置 東予市壬生川 111 番地の 1
- 3 組合の解散年月日 平成16年10月31日

## ○愛媛県告示第2286号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
久万高原町国民 健康保険父二峰 診療所	久 万 高 原 町	上浮穴郡久万高原露峰 甲415番地 2	平成16年 8月1日
あさひ堂薬局	有限会社 あさひ堂薬局	喜多郡内子町内子2230	平成16年 10月 1 日

国保一本松病院	愛	南	町	南宇和郡愛南町一本松 5056番地 2	平成16年 10月 1 日
愛南町国民健康 保険内海診療所	愛	南	町	南宇和郡愛南町柏382	平成16年 10月 1 日
内海診療所家串 出張所	愛	南	町	南宇和郡愛南町家串11 55	平成16年 10月 1 日

内海診療所魚神 山出張所	愛	愛 南			南宇和郡愛南町魚神山 569	平成16年 10月 1 日
いしづちやまク リニック	中	中川秀			西条市周布921番地	平成16年 11月 1 日
わかば調剤薬局		l 会れ ア t		局	西条市周布922 - 2	平成16年 11月 1 日

## ○愛媛県告示第2287号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。 平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

   医療機関の名称	開 設 者 の 氏 名	所 在	地 名	変 更 年 月 日	
区 惊 饿 闰 仍 石 柳	又 は 名 称	IB	新	女 丈 午 万 口	
松本整形外科医院	医療法人松本整形外科医院	喜多郡内子町大字内子甲41 0番地 1	喜多郡内子町内子968	平成14年 2 月 1 日	

#### ○愛媛県告示第2288号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第49条の規定により 指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。 平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開記	设者の日 は 名	E名称	所	在	地	廃 年 月	止	
久万町国民健康 保険父二峰診療 所	久	万	町	上浮穴郡久万町大字露 峰甲415番地 2			平成16年8月1日		
久万町国民健康 保険父二峰診療 所二名出張所	久	万	町	上浮穴 名甲14	で郡久万町ガ 194番地の 1	大字二	平成4月	16年 1日	

調剤薬局あさひ 堂	森	並隆	幸	喜多郡内子町内子2254 番地	平成16年 10月 1 日
内海村国民健康 保険内海診療所	内	海	村	南宇和郡内海村柏382	平成16年 10月 1 日
内海診療所家串 出張所	内	海	村	南宇和郡内海村家串11 55	平成16年 10月 1 日
内海村国民健康 保険内海診療所 魚神山出張所	内	海	村	南宇和郡内海村魚神山 569	平成16年 10月 1 日
宮田医院	宮	田誠	子	南宇和郡城辺町甲1950	平成14年 4月1日
国保一本松病院	_	本 松	町	南宇和郡一本松町増田 5056 - 2	平成16年 10月 1 日

# ○愛媛県告示第2289号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。 平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登	録	生産事業者の氏名	呂又は名称及び住所	<u> </u>	主 産 事	I j	業	<b></b>	内 容	3	事	業	所の	名	称	及	び所	在 地
番	号	氏名又は名称	住 所	1	種 穂		苗		木		名			称		所	在	地
4	41	広田村森林組合	伊予郡広田村総津1122 番地	1 2	採取 精選	1 2		の育点 以外の	戈 D苗木育	成	広田村	寸森	林組合		f	甲予君	『広田村	寸総津
4	43	砥部町森林組合	伊予郡砥部町宮内1392 番地			1 2		の育成以外の	な D苗木育	成	砥部	订森	林組合		f	₽予君	<b>『砥部</b>	叮宮内

## ○愛媛県告示第2290号

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

西予市宇和町坂戸 551 番 1

- 2 申請人の住所氏名 八幡浜市1132番地第6 有限会社メイみやもと商事 代表取締役 宮本 真理子
- 3 図面省略

#### ○愛媛県告示第2291号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成16年11月16日

#### 愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売	IJ	さ	ば	:	ਣੇ		人		売	I)	さ	ば	き	所	取消年月日
番号	住		所	氏	名	又	は	名	称	一元	1)	C	IS	c	<i>P</i> /1	双月千月口
松第 16号	松山市来住町14	30番地 1		松山食肉	肉商業物	劦同:	組合			松山市列	<b>来住町</b>	<sup>-</sup> 1430≩	番地 1			平成16年10月18日
松第 67号	松山市三番町五	社団法人愛媛県獣医師会						松山市3	三番町	五丁	≣8σ	)15		平成16年10月7日		
松第 79号	松山市市坪西町	978番地 1		愛媛県二	コンクリ	IJ —	トブロ	コック	7工業組	松山市市	<b></b>	i囲J978	番地	1		平成16年10月13日

## ○愛媛県告示第2292号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第5条第6項の規定により告示する。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定		売	IJ	ਣੇ	ば	ŧ	人		変		更	事		項	変更許可
番号	住		F.	Г		氏名)	又は名	称		新			旧		年月日
松第 64号	松山市空	巷通四7	Г目 8	番12号	株式会	<b>社石原</b>	自動車	教習所	売りさばき人 松山市空港通匹 株式会社石原自 売りさばき所 松山市空港通匹	動車教習	所	売りさばき 松山市南斎 株式会社石 売りさばき 松山市南斎	院町200都 原自動車 所	教習所	平成16年 10月25日
松第 65号	松山市朝:号	生田町四	可目	4番32	第一首	動車教	<b>效習</b> 所		売りさばき人 松山市朝生田町 第一自動車教習 売りさばき所 松山市朝生田町	所		売りさばき 松山市朝生 第一自動車 売りさばき 松山市朝生	田町7730 教習所 所		平成16年 10月25日

#### 公 告

#### 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

庁内 L A N メールシステム用機器の借入れ

- (2) 借入物品名及び数量 庁内LANメールシステム用機器一式(ハードウェア 一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等 一式)
- (3) 借入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間 平成17年3月1日から3月31日まで
- (5) **借入場所 愛媛県庁**
- (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。 また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とす るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成 16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札 に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に 該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課行政情報化係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

電話 (089)912 2287

(2) 入札書の受領期限

平成16年12月27日(月)午前10時00分

- (3) 入札説明書の交付方法
  - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成16年12月27日(月)午前10時00分 愛媛県庁第二別館 5 階第 4 会議室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ た場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 一
  - 女
- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した 入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づ いて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: E mail system for the prefectural office LAN system ,1set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 27 December, 2004
- (3) For further information , please contact: Administration Computerization Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan Tel 089 912 2287

#### 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の	氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年11月 5 日	特定非営利活動法人 NPOアカシア会	<b>陳</b> 1	尭 華	愛媛県松山市湯の山二丁目 4番 地16	この法人は、不特定かつ多数のものに対して保健、福祉、健康の増進、社会教育、国際協力及び学術、文化、芸能またはスポーツの振興を図る活動を行い、知道に寄与することを緊密にして「可草のしひいてを緊密にして「寄与しないないで、ことして相互理解を深め親善に寄与しないては地球規模で人類の共存と事を目的とする。

#### 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請	年月日	特定非営利活動法人の名称		表者	の氏	名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	
平成16年	F11月5日	特定非営利活動法人 水泳振興会すいすい	Щ		喜	之	愛媛県宇和島市恵美須町二丁目 3番1号	この法人は、年齢・障害の有無にかかわらず、水泳を通じて、地域社会の福祉増進、コミュニティー・スポーツの拡大に寄与することを目的とする。	

#### 〇公 告

# ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例(昭和27年愛媛県条例第63号)第4条の規定による平成16年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する

平成16年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 1 試験の日時及び場所

試	験	別	日	時	場	所	
学	科言	式 験	平成17年2月8日	(火)午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁		
実	地言	式 験	平成17年 3 月15日	(火)午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校		

# 2 受験願書の提出期間

平成17年1月5日(水)から12日(水)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学
- 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

平成16年11月16日	愛 媛	県	報	第1610号